

定 款

一般社団法人甲府市医師会定款

昭和45年10月13日	認 可
昭和54年 5月16日	一部改正認可
昭和55年 6月28日	一部改正認可
昭和58年 5月30日	全面改正認可
昭和61年 6月19日	一部改正認可
昭和61年10月29日	一部改正認可
平成 2年 6月 5日	一部改正認可
平成18年 7月20日	一部改正認可
平成25年 4月 1日	一部改正認可
平成28年 6月23日	一部改正認可
令和元年 6月20日	一部改正認可

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人甲府市医師会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、医道を高揚し、医学医術の発達普及、医業に関する権利確保と公衆衛生の向上を図り、社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医道の振作、昂揚に関する事項
- (2) 公衆衛生に関する事項
- (3) 学校保健に関する事項
- (4) 地域医療に関する事項
- (5) 医療保険に関する事項
- (6) 社会保障に関する事項
- (7) 環境衛生に関する事項
- (8) 医学の振興及び医学教育に関する事項
- (9) 医業経営に関する事項
- (10) 医事法制に関する事項
- (11) 会員の相互扶助及び福利厚生に関する事項
- (12) 広報活動に関する事項
- (13) 医療センターに関する事項
- (14) 医療従事者の養成に関する事項
- (15) その他目的達成のため必要な事項

2 前項の事業は、山梨県内において行うものとする。

第2章 会 員

(構成・入会)

- 第5条 本会は、甲府市内において医業に従事し、又は住所を有する医師をもって構成する。但し、入会後は定款施行規則に定めるいずれかの会員区分に属さなければならない。
- 2 本会に入会しようとする者は、別に定める申込書を提出し、理事会の議決を経て会長の承認を得なければならない。
 - 3 前項の規定により会長の承認を得た者を、本会の会員（以下「会員」という。）とする。
 - 4 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

(異 動)

- 第6条 会員は、入会申込書に記載した事項に異動を生じたときは別に定める様式による異動届を会長に提出しなければならない。

(医の倫理の尊重)

- 第7条 会員は、医の倫理を尊重し、社会の尊敬を得ることに努めなければならない。

(入会金及び特別負担金)

- 第8条 第5条第2項の規定により、入会を承認された者は、入会金を納入しなければならない。
- 2 会員が新たに医療機関を新設又は診療科目を増設しようとするときは、特別負担金を納入しなければならない。なお、継承に伴う入会については細則規定に基づき理事会にて諮る。又、新たに診療科目を増設する場合は、増設する科を担当する医師は会員でなければならない。
 - 3 前2項の入会金及び特別負担金の額は、総会の議決を経て別に規則で定める。

(会費及び負担金)

- 第9条 会員は、会費及び負担金を納入しなければならない。
- 2 会費及び負担金の率、額及び徴収方法については総会の議決により毎年度別に定める。
 - 3 特別の事情のある会員に対しては、別に定める規則により第1項の会費及び負担金を減免することができる。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 医師の資格を喪失したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合は、裁定委員会で審議し、総会において総会員の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。

(1) 医の倫理に違背し、本会への名誉又は会員の名誉を著しく毀損したとき。

(2) 本会の秩序を著しく乱したとき。

(3) 本会の定款又は規則に違反したとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(不服申立)

第13条 会員が裁定委員会の裁定に不服がある場合は、30日以内に県医師会へ、県医師会の決定に不服がある場合は、日本医師会へ異議の申立をなすことができる。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

会 長 1人

副 会 長 2人

常任理事 13人以上18人以内 (会長及び副会長を含む)

理 事 19人以上32人以内 (会長及び副会長及び常任理事を含む)

監 事 1人以上3人以内

2 前項の会長及び副会長をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任等)

第15条 理事及び監事は、社員総会において会員の中から選任する。欠員を生じたときもまた同様とする。

2 会長及び副会長は理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 常任理事は会長指名理事による。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

5 理事の一人と、その親族その他特別の利害関係にある者の合計数は、理事総数の4分の1を超えてはならない。

6 役員を選任に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に規則で定める。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、常任理事会を構成し会務を執行する。
- 4 理事は、理事会を構成し会務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
 - (2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員については、再任を妨げない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合は、裁定委員会の審議を経て総会において総会員の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員には報酬を支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第4章 社員総会

(社員総会の種別)

第21条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(社員総会の構成)

第22条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(社員総会の権能)

第23条 社員総会は、この定款で定めのあるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(社員総会の開催)

第24条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって、開会の請求があったとき。

(社員総会の招集)

第25条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって一週間前までに通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第26条 社員総会の議長及び副議長は各1人とする。

2 議長及び副議長は、社員総会において出席した会員の中から選任する。

3 議長及び副議長の任期は、選任の日より2年以内とする。

4 議長及び副議長は、社員総会における議場の秩序を保持し議事の運営に当り会議を主宰する。

5 議長の発意又は議長に事故あるときは、副議長がこれに当る。

(社員総会の定足数)

第27条 社員総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(社員総会の議決)

第28条 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか出席会員の過半数をもって決する。

(社員総会の表決の委任等)

第29条 社員総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(社員総会の議事録)

第30条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には議長が記名押印をしなければならない。

3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 常任理事会

(常任理事会の構成)

第31条 この法人に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長及び副会長及びすべての常任理事をもって構成する。

(常任理事会の権限)

第32条 常任理事会は、次の事項を決議する。

(1) 理事会へ諮問する甲府市医師会に関与する諸事項を検討する。

(2) 甲府市医師会に関与する諸事項を検討、処理し理事会へ報告する。

(3) 理事会で承認された事項を施行できる。

(常任理事会の招集)

第33条 常任理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、常任理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メール等をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。

3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、常任理事の全員の同意があるときは、常任理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(常任理事会の議長)

第34条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が常任理事会の議長となる。

3 会長は常任理事の賛成多数をもって総務担当理事に議長を委ねることができる。

(常任理事会の定足数等)

第35条 常任理事会は第27条、第28条及び第30条の規定を準用する。この場合において「総会」とあるのは「常任理事会」と会員とあるのは「常任理事」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(常任理事会決議省略条項)

第36条 常任理事が提案した議案について、決議に参加できる常任理事の全員が書面や電子メール等で同意した場合にはその決議について可決したものとすることができる。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第37条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(理事会の招集)

第39条 理事会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、理事の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電子メール等をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メール等をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長がかけたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。
- 3 会長は理事の賛成多数をもって総務担当理事に議長を委ねることができる。

(理事会の定足数等)

第41条 理事会は第27条、第28条及び第30条の規定を準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「会員」とあるのは「理事」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(理事会決議省略条項)

第42条 理事が提案した議決について、議決に参加できる理事の全員が書面や電子メール等で同意した場合はその議決について可決したものとすることができる。

第7章 裁定委員会

(裁定委員)

第43条 本会に、任意の機関として、裁定委員15人を置く。

- 2 裁定委員は、総会において、会員の中から選任する。欠員が生じた時もまた同様とする。
- 3 裁定委員は、本会の役員並びに山梨県医師会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。
- 4 裁定委員には、第17条及び第18条の役員の規定を準用する。
この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「裁定委員」と読み替えるものとする。
- 5 裁定委員の選任に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に規則で定める。

(裁定委員会)

第44条 裁定委員会は、裁定委員をもって構成する。

- 2 裁定委員会は、次の事項を審議裁定する。ただし、審議裁定に当ってはその関係人の意見を聞かねばならない。
 - (1) 関係者の提訴がある場合において、会員の制裁、会員間の紛議の調停、会員と診療委嘱者間の紛議の調停（医療事故紛争を除く）等に関する事項並びに会員の身分及び業務に関する事項
 - (2) その他会長が委嘱した事項
- 3 裁定委員会の委員長及び副委員長は、裁定委員会において互選する。
- 4 裁定委員会は、委員長が書面をもって招集する。
- 5 裁定委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 6 裁定委員会は、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において「総会」とあるのは「裁定委員会」と、「会員」とあるのは「裁定委員」と、「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

第8章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第45条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、本会に功労のあった者の中から総会の議決を経て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の求めに応じ意見を述べるることができる。

- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。

第9章 山梨県医師会の代議員及び予備代議員

(代議員及び予備代議員)

第46条 本会は、山梨県医師会の委任を受けて、山梨県医師会の代議員及び予備代議員を選任する。

- 2 前項の代議員及び予備代議員は、理事会において会員の中から選任する。
- 3 前項の選任に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に規則で定める。

(任期)

第47条 前条の代議員及び予備代議員の任期は、山梨県医師会の定めるところによる。

第10章 班、委員会及び事業実施機関の設置

(班の設置)

第48条 本会に、連絡機関として班を置く。

- 2 班の構成は、甲府市内を地域的に区分し、その地域の会員の意見により理事会で決定する。
- 3 班長は、その班より選任された者がこれに当たる。

(委員会の設置)

第49条 会長は、会務の執行に必要があるときは、理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(相互扶助会の設置)

第50条 本会に、第4条第11号に定める会員の相互扶助を図るための相互扶助会を設置することができる。

- 2 相互扶助会に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に規約で定める。

(医療センターの設置)

第51条 本会に、第4条第13号に定める医療センターを設置することができる。

- 2 医療センターの運営に必要な事項は、総会の議決を経て別に規則で定める。

(山梨県医師会の支部等)

第52条 本会は、山梨県医師会が執行のため必要とする支部その他の機関を本会内に設置することができる。

第11章 団体契約並びに建議

(団体契約並びに建議)

第53条 本会は、理事会の議決を経て、設立趣旨並びに事業に関し行政庁に建議を行い又は、団体契約を締結することができる。

第12章 財産及び会計

(会計区分)

第54条 本会の会計は、法人会計、実施事業会計及びその他会計に区分する。

2 会計に関して必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

(事業計画及び予算)

第55条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び収支計算)

第56条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号から第3号までの書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 公益目的支出計画実施報告書

四 貸借対照表

五 正味財産増減計算書

六 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。これらのうち公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金)

第57条 本会が借入金を必要とする時は、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第58条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の処分制限)

第59条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

第13章 事務局

(設置等)

第60条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長がこれを定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第61条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかねばならない。

(1) 定款

(2) 役員並びに会員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可及び登記等に関する書類

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産及び負債の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第14章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、社員総会において会員総数の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(解散)

第63条 本会は、社員総会において会員総数の3分の2以上の議決、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第64条 本会清算をする場合において有する残余財産は、会員総数の3分の2以上の議決を経て、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に贈与するものとする。

第15章 雑 則

(規則への委任)

第65条 この定款に特別の規定があるものを除くほか、この定款の実施に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第16章 公 告

(公 告)

第66条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第58条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第15条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は、今井立史、副会長は、小松史俊及び平井靖人、監事は、鈴木彦人、清水天とする。